

建設コンサルタント業務等最低制限価格制度取扱要領

平成 18 年 3 月 6 日制定
最終改正：令和 7 年 6 月 17 日

（目的）

第 1 条 この要領は、上田市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

（対象となる入札）

第 2 条 最低制限価格を設ける競争入札は、設計金額が 100 万円を超える建設コンサルタント業務等とする。ただし、市長が最低制限価格を設定する必要がないと特に認めるものについては、この限りでない。

（最低制限価格の設定）

第 3 条 最低制限価格は、設計金額に 110 分の 100 を乗じて得た入札書比較価格（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとの合計額（1 円未満切捨て）とする。ただし、地質調査業務以外の場合は、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たないときは予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とし、地質調査業務の場合は、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たないときは予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗 じて得た額	—
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗 じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に 10 分の 9 を 乗じて得た額	解析等調査業務 費の額に 10 分 の 8 を乗じて得 た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗 じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に 10 分の 9 を 乗じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2 最低制限価格は、予定価格調書にこれを併記するものとする。

(落札者の決定)

第4条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札者を失格とし、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格制度の周知)

第5条 最低制限価格制度を適用するときは、入札の公告又は入札通知書に当該入札が最低制限価格制度の対象となっていることを明記するものとする。

附 則 この要領は、平成18年3月6日から適用する。

附 則 この要領は、平成21年7月13日から適用する。

附 則 この要領は、平成23年11月18日から適用する。

附 則 この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成28年4月20日から適用する。

附 則 この要領は、平成29年4月20日から適用する。

附 則 この要領は、平成30年4月20日から適用する。

附 則 この要領は、平成31年5月1日から適用する。

附 則 この要領は、令和元年10月1日から適用する。

附 則 (令和6年5月15日)

この要領は、令和6年5月28日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う業務について適用する。

附 則 (令和7年6月17日)

この要領は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う業務について適用する。